

# 子育て世帯の生活を支援するために 一時金を支給します！



## <子育て世帯への臨時特別給付金(国制度)>

- 令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当受給者の方（特例給付の方は除く）に支給します。
  - 対象児童1人につき、**1万円**です。
- ※令和2年3月31日時点でお住まいの市区町村から支給されます。
- ※「子育て世帯への臨時特別給付金」は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、児童手当を受給する世帯（0歳～中学生のいる世帯）に対する臨時特別の給付金（一時金）です。

## <新見市子育てがんばれ！応援給付金>

- 令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当受給者の方（特例給付の方を含む）に支給します。
  - 対象児童1人につき、**1万円**です。
- ※「子育て世帯への臨時特別給付金」（国制度）に上乗せして、一括で支給します。
- ※令和2年4月30日までに転出等により新見市の受給者でなくなった方は対象外です。

新見市独自の事業だよ！



### ☆申請等の手続きは不要です。

- 児童手当で指定している口座へ振り込みます。  
（振込後の通知はしませんのでご了承ください。）
- 受給を辞退する場合は、手続きが必要ですので、  
5月12日（火）までに新見市こども課へご連絡ください。

# Q & A



## Q. 誰が支給対象者になりますか？

A. 令和2年4月分の児童手当の支給を受けている方です。対象児童は、令和2年3月31日までに生まれた児童で、3月まで中学生だった児童（新高校1年生）も含まれます。新高校1年生については、令和2年3月分の児童手当の支給を受けている方が支給対象者となります。

## Q. いつ頃振り込まれますか？

A. 5月下旬を予定しています。

## Q. 引っ越した場合には、給付金の振込はどうなりますか？

A. 「子育て世帯への臨時特別給付金」（国制度）は、基準日（令和2年3月31日）時点でお住まいの市区町村から支給されますので、転入された方は転入前の市区町村にお問い合わせください。※新高校1年生は、令和2年2月29日が基準日となります。

## お問い合わせは



〒718-8501 新見市新見310-3  
新見市役所福祉部こども課  
電話：0867（72）6115

「子育て世帯への臨時特別給付金」に関する“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに新見市から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに新見市の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。